

令和2年第3回(11月)波佐見町議会臨時会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内容
第1日	11月2日	月	本会議	開会 仮議席の指定 議長の選挙 副議長の選挙 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 常任委員会委員の選任 議会運営委員会委員の選任 議会広報調査特別委員会の設置及び委員の選任 新庁舎建設等調査特別委員会の設置及び委員の選任 提案要旨の説明 議案審議（質疑・討論・採決） 監査委員の選任 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 閉会中の継続調査の申し出について
	(以下余白)			

令和2年第3回（11月）波佐見町議会臨時会会議録目次

第1日目（11月2日）（月曜日）

1. 開 会	2
1. 仮議席の指定	4
1. 議長の選挙	4
1. 副議長の選挙	6
1. 議席の指定	8
1. 会議録署名議員の指名	9
1. 会期の決定	9
1. 常任委員会委員の選任	9
1. 議会運営委員会委員の選任	10
1. 議会広報調査特別委員会の設置及び委員の選任	11
1. 新庁舎建設等調査特別委員会の設置及び委員の選任	12
1. 提案要旨の説明	13
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	14
・町内小中学校情報ネットワーク整備工事請負契約の締結について	
・監査委員の選任について	
1. 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙	23
1. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	24
1. 閉会中の継続調査申出書について	24
（総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会）	
1. 閉 会	25

第1日目（11月2日）（月曜日）

議事日程（第1号）

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長選挙

議事日程（第1号の追加1）

- 第1 副議長の選挙
- 第2 議席の指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 常任委員会委員の選任
- 第6 議会運営委員会委員の選任
- 第7 議会広報調査特別委員会の設置及び委員の選任
- 第8 新庁舎建設等調査特別委員会の設置及び委員の選任
- 第9 提案要旨の説明
- 第10 議案第83号 町内小中学校情報ネットワーク整備工事請負契約の締結について
- 第11 議案第84号 監査委員の選任について
- 第12 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙
- 第13 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第14 閉会中の継続調査申し出について

第1日目（11月2日）（月曜日）

1. 出席議員

1番	福田	勝也	2番	尾上	和孝
3番	岡村	達馬	4番	澤田	昭則
5番	脇坂	正孝	6番	岡村	真由美
7番	北村	清美	8番	田添	有喜
9番	今井	泰照	10番	藤川	法男
11番	三石	孝	12番	百武	辰美
13番	城後	光	14番	横山	聖代

2. 議会事務局職員出席者

議会事務局長	林田	孝行	主任書記	伊東	晶子
--------	----	----	------	----	----

3. 説明のため出席した者

町長	一瀬	政太	副町長	村川	浩記
総務課長	朝長	哲也	企画財政課長	藤澤	英忠
商工観光課長	澤田	健一	庁舎建設推進室長	大橋	秀一
税務課長	山口	博道	住民福祉課長	中村	和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀	真悟	建設課長	堀池	浩
水道課長	前田	博司	長寿支援課長	本山	征一郎
子ども・健康保険課長	石橋	万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田	和子
教育長	森田	法幸	教育次長	福田	博治
給食センター所長	井関	昌男	総務班係長	太田	誠也
企画財政課長 財政管財班係長	坂本	昌俊			

午前10時 開会

○事務局長（林田孝行君）

御起立ください。皆さん、おはようございます。

本臨時会は、波佐見町議会議員一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

年長の脇坂正孝議員をご紹介します。

脇坂議員、議長席にお着きください。

○臨時議長（脇坂正孝君）

皆さん、おはようございます。

ただいま、ご紹介いただきました脇坂正孝であります。

地方自治法107条の規定によって、臨時議長の職務を行います。

どうぞよろしく願いいたします。

初議会でありますので、開会に先立ち、ここで町長のご挨拶をお願いします。

町長。

○町長（一瀬政太君）

皆さん、おはようございます。本日ここに令和2年第3回波佐見町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

議員の皆様には、去る10月6日に告示されました波佐見町議会議員一般選挙におきまして、めでたくご当選の栄を得られ、本日ここに初議会を開催する運びになりましたことは、誠に同慶に堪えない次第であります。波佐見町も昭和31年に新町として発足してから今年で64年を迎えることができ、先人が残された輝かしい実績と町民皆さま方のご努力によって、今日まで町政のあらゆる面において大きな発展を遂げてまいりました。ここに改めまして、町民皆様のご理解とご協力に対し、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。私は平成10年9月の町長就任以来、これまで町民皆様はじめ議員皆様の温かいご指導とご協力を得まして、住民福祉の向上と町政の振興発展のため最大限の努力をしてまいりました。議員の皆様にはこれから大変お世話になりますので、どうかよろしくご指導ご鞭撻のほど賜りますようお願い申し上げます。さて、本町は平成25年度を初年度とする10年間の波佐見町総合計画

を策定し、これに基づく第10次の基本計画を基に行財政の推進を図っております。令和2年度の本町の行財政運営の各般については、本年3月の定例議会におきまして、議決を賜りました一般会計の他、各会計予算に基づき事務事業を執行しているところです。主要な課題としては、農業、窯業、観光などの産業振興や人口減少対策、生活環境の整備など様々ですが、今後、数年間で計画しています新しい庁舎の建設など多額の費用を要する大きな事業を控えている状況にあります。一方、本町の財政状況は、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率においては実質的な赤字や資金不足はなく、また公債費いわゆる起債償還額による財政負担の程度の示す実質公債費比率や財政を圧迫する比率を指数化した将来負担比率においても健全な比率であります。近年、ふるさと納税制度を活用されて全国の多くの方々から多額の寄附をいただいていることが、本町の財政運営に大きく貢献しており非常に有難く感謝に堪えない日々であります。しかしながら、3割強の基本的な状況には、変わりはありませんので、限られた財源をいかに有効に活用していくかはさらなる大きな課題であります。今回新しく当選されました議員の皆様には、本席で行政全般にわたりご説明申し上げるべきであります。今月中に計画されています新議員の研修会のおりに、現在取り組んでおります主要事業の計画や課題・方針等についてご説明申し上げますので、大変恐縮ではありますが、割愛させていただきますこと、ご理解をよろしくお願いいたします。以上でございますが、どうか議員の皆様におかれましては、町政の各般にわたってご指導とお力添えを賜りますようお願いいたしますと共に益々ご健康でご活躍されますよう祈念申し上げまして、私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（脇坂正孝君）

どうもありがとうございました。

ここで、本日出席いただいております各執行機関の職員の紹介を受けたいと思います。

副町長。

○副町長（村川浩記君） [執行機関職員紹介]

○臨時議長（脇坂正孝君）

どうもありがとうございました。

それでは、ここで執行部の方はご退場をお願いします。

[執行部退場]

○臨時議長（脇坂正孝君）

ただいまから、令和2年第3回波佐見町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定を行います。議席の指定は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定することになっておりますので、副議長の選挙が終了するまでの間、ただいまご着席のとおり仮議席として指定をいたします。

しばらく休憩します。全員協議会を開催しますので、委員会室にお入りください。

午前10時14分 休憩

午前11時15分 再開

○臨時議長（脇坂正孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議長選挙を行います。

議長選挙は投票で行います。直ちに議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○臨時議長（脇坂正孝君）

ただいまの出席議員は14人です。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番 福田勝也議員、及び2番 尾上和孝議員を指名します。

これから投票用紙を配布します。

[投票用紙配布]

○臨時議長（脇坂正孝君）

投票用紙の配布もれはありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○臨時議長（脇坂正孝君）

配布もれなしと認めます。

次に投票箱を点検させます。

立会人、異常はありませんか。

（立会人「ありません。」）

○臨時議長（脇坂正孝君）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票に先立ち、念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じ、順番に投票願います。

○事務局長（林田孝行君）

記入をお願いいたします。記入はお済でしょうか。

（「はい。」と呼ぶ者あり。）

○事務局長（林田孝行君）

それでは、投票をお願いします。

1番 福田勝也議員。2番 尾上和孝議員。3番 岡村達馬議員。4番 澤田昭則議員。
6番 岡村真由美議員。7番 北村清美議員。8番 田添有喜議員。9番 今井泰照議員。
10番 藤川法男議員。11番 三石孝議員。12番 百武辰美議員。13番 城後光議員。14番
横山聖代議員。最後に臨時議長をお願いします。

○臨時議長（脇坂正孝君）

投票もれはありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○臨時議長（脇坂正孝君）

投票なしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。

1番 福田勝也議員。2番 尾上和孝議員、立ち合いをお願いします。

[開 票]

○臨時議長（脇坂正孝君）

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、うち有効投票14票、無効投票0票、有効投票のうち百武議員7票、今井議員4票、脇坂議員3票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、4票です。

したがって、百武議員が議長に当選されました。

議場の封鎖を解きます。

ただ今、議長に当選されました百武議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。当選人のご挨拶を求めます。

百武議員、ご登壇願います。

○議長（百武辰美君）

この度は議長にご推挙いただきありがとうございます。皆さんの決定を真摯に受け止めて今後4年間この責務を遂行していきたいと思っております。皆さん14人の力が波佐見町を推進させていくこととなりますので、今後4年間どうぞ皆さまのお力をお貸しください。ありがとうございました。

○臨時議長（脇坂正孝君）

これをもって、臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。それでは、議長を交代いたします。

百武議長、どうぞ議長席にお着きください。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。ただいま配布しております追加議事日程第1号の追加1を日程に追加することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程第1号の追加1を日程に追加することに決定しました。

しばらく休憩します。

全員協議会を開催します。

委員会室にお入りください。

午前11時29分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1 副議長の選挙

○議長（百武辰美君）

日程第1 副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

ただちに議場を閉鎖します。

ただいまの出席議員は14人です。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番 岡村達馬議員、4番 澤田昭則議員を指名します。

これから投票用紙を配布します。

[投票用紙配布]

○議長（百武辰美君）

投票用紙の配布もれはありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○議長（百武辰美君）

配布もれなしと認めます。次に投票箱を点検させます。

立会人、よろしくお願ひします。立会人、異常ありませんか。

（立会人「ありません。」）

○議長（百武辰美君）

異常なしと認めます。それではご記入お願ひします。

ただいまから投票を行います。

投票に先立ち、念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じ、順番に投票願ひします。

○事務局長（林田孝行君）

記入はお済でしょうか。

（「はい。」と呼ぶ者あり。）

○事務局長（林田孝行君）

それでは、投票をお願ひします。

1番 福田勝也議員お願ひします。2番 尾上和孝議員。3番 岡村達馬議員。4番 澤田昭則議員。5番 脇坂正孝議員。6番 岡村真由美議員。7番 北村清美議員。8番 田添有喜議員。9番 今井泰照議員。10番 藤川法男議員。11番 三石孝議員。13番 城後光議員。14番 横山聖代議員。最後に議長お願ひいたします。

○議長（百武辰美君）

投票もれはありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○議長（百武辰美君）

投票もれなしと認めます。投票を終わります。これから開票を行います。

3番 岡村達馬議員。4番 澤田昭則議員、立ち合いをお願ひします。

[開 票]

○議長（百武辰美君）

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、うち有効投票14票、無効投票0票、有効投票のうち尾上議員9票、北村議員4票、脇坂議員1票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、4票であります。したがって、有効投票の最多数を得た尾上議員が副議長に当選されました。

議場の封鎖を解きます。

ただ今、副議長に当選されました尾上議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。当選人のご挨拶を求めます。

尾上議員、ご登壇ください。

○9番（尾上和孝君）

先ほど告知いただきました尾上和孝でございます。この気持ちを忘れず4年間頑張っているかと思っております。それと、私は副議長という立場は先ほどお話ししましたとおり、議長の補佐、それと皆さんとのジョイントと思っております。4年間頑張ります。よろしくお願ひします。

○議長（百武辰美君）

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前12時00分 休憩

午前13時00分 再開

○議長（百武辰美君）

開会前ですが、議席の指定について皆さんに確認いたします。議席の制定は12日の全員協議会において確認したとおり、1期目の議員から年齢順に2期目、3期目と1番から順に指定することとし、議長は最終14番、副議長が13番とすることによろしいでしょうか。

（「はい。」と呼ぶものあり。）

○議長（百武辰美君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議席の指定

○議長（百武辰美君）

日程第2 議席の指定を行います。

[座席表配布]

○議長（百武辰美君）

議席の指定は、会議規則第31条第1項の規定により、議長において指定いたします。議席の指定は、ただいまお手元に配布のとおり指定いたします。それでは、お手元の議席の指定表のとおり議席にお着き願いたいと思います。

それでは訂正ということをお願いをしたいと思います。

11番 今井泰照議員、12番 藤川法男議員を入れ替えて、11番 藤川法男議員、12番 今井泰照議員と指定いたします。それでは、いま指定されたとおりの議席をお願いいたします。

[議席着席]

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（百武辰美君）

日程第3 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、1番 澤田昭則議員、2番 岡村真由美議員を指名します。

日程第4 会期の決定

○議長（百武辰美君）

日程第4 会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第5 常任委員会委員の選任

○議長（百武辰美君）

日程第5 常任委員会委員の選任を行います。常任委員については、委員会条例第2条及び第3条の規定により、総務文教委員7人、産業厚生委員7人と定めて、委員の任期は2年となっております。常任委員会の名簿をお配りします。

[常任委員会委員名簿配布]

○議長（百武辰美君）

お諮りします。常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において、お手元に配布の名簿のとおり指名いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、常任委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。しばらく休憩します。産業厚生委員会の委員は委員会室へ、総務文教委員会の委員は議長室へご移動をお願いします。各委員会とも、委員長副委員長を互選し議運の委員を3名ずつ選任するとともに閉会中の継続調査申出について協議をお願いしたいと思います。以上です。

午前13時10分 休憩

午前13時26分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

総務文教委員会の委員長に協坂正孝議員、副委員長に福田勝也議員、次に産業厚生委員会委員長に三石孝議員、副委員長に城後光議員が決定されたので、お知らせいたします。

日程第6 議会運営委員会委員の選任

○議長（百武辰美君）

日程第6 議会運営委員会委員の選任を行います。本町議会では、委員会条例第4条の2の規定によって議会運営委員会を設け、委員定数を6人と定め、委員の任期は2年となっております。議会運営委員会（案）を配布いたします。

〔議会運営委員会名簿（案）配布〕

お諮りします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

しばらく休憩します。委員会室で議運の委員長、副委員長を互選し閉会中の調査の申し出について協議をお願いいたします。

午前13時27分 休憩

午前14時00分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。委員長に城後光議員、副委員長に今井泰照議員、以上のとおり決定しましたので、お知らせします。

しばらく休憩します。

これから全員協議会を開会します。委員会室へ移動をお願いします。

なお、決めることは先にお知らせしておきますが、議会広報調査特別委員会の設置及び委員の選定をまず行います。その後、新庁舎建設等調査特別委員会の設置及び委員の選任を行います。それから監査委員の選任、東彼地区の福祉組合の議員、それから長崎県後期高齢者医療連合会の議員の選挙、5点について協議を行いますので、よろしくをお願いします。委員会室で揃い次第始めたいと思います。よろしくをお願いします。

午前14時00分 休憩

午前14時40分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議会広報調査特別委員会の設置

○議長（百武辰美君）

日程第7 議会広報調査特別委員会の設置の件を議題とします。

お諮りします。議会広報に関することについて、6人の委員で構成する議会広報調査特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とし、調査期限を調査終了までとしてこれに付託し、調査することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議会広報に関することについては、6人の委員で構成

する議会広報調査特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とし、調査期限を調査終了までとして、これに付託し調査することに決定しました。名簿を配布いたします。

[名簿配布]

○議長（百武辰美君）

お諮りします。ただいま設置された議会広報調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長においてお手元に配布の名簿のとおり指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、議会広報調査特別委員会委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

しばらく休憩します。広報委員は委員会室にお願いします。

午前14時42分 休憩

午前14時49分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報調査特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。委員長に北村議員、副委員長に福田議員が決定されたので、お知らせいたします。

日程第8 新庁舎建設等調査特別委員会の設置

○議長（百武辰美君）

日程第8 新庁舎建設等調査特別委員会の設置の件を議題とします。

新庁舎の建設等に関する事について、7人の委員で構成する新庁舎建設等調査特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とし調査期限を調査終了までとしてこれに付託し、調査することに決定いたしました。名簿案を配布いたします。

[名簿配布]

○議長（百武辰美君）

お諮りします。ただいま設置されました新庁舎建設等調査特別委員会委員の選任につつま

しては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において、お手元に配布の名簿のとおり指名いたしたいと思います。

の設置ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、新庁舎建設等調査特別委員会委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

しばらく休憩します。新庁舎建設等調査特別委員会委員は委員会室へお願いいたします。引き続き、委員長並びに副委員長の互選をお願いいたします。

午前14時51分 休憩

午前14時58分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

新庁舎建設等調査特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせいたします。

委員長に藤川議員、副委員長に今井議員が決定されたのでお知らせいたします。

しばらく休憩します。

これから執行部の出席依頼をしますので、しばらく時間を要すると思います。15時20分に再開をいたします。

午前14時58分 休憩

午前15時20分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第9 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

では、本日提出しました議案の提案要旨の説明についてご説明いたします。

議案第83号 町内小中学校情報ネットワーク整備工事請負契約の締結については、令和2年2月1日に実施した指名競争入札の結果、落札した株式会社長北電設と工事請負契約を締結するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。議案第84号監査委員の選任においては、地方自治法の規定により議員の中から選任すべき監査委員の選任がありましたので、監査委員として選任したく議会の同意を求めるものです。以上、提案要旨の説明を終わりますが、詳細については、審議の折に説明しますので、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

日程第10 議案第83号 町内小中学校情報ネットワーク整備工事請負契約の締結 について

○議長（百武辰美君）

日程第10 議案第83号 町内小中学校情報ネットワーク整備工事請負契約の締結についてを議題とします。本案についての内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第83号 工事請負契約の締結についてを説明申し上げます。令和2年10月26日に指名競争入札に付した町内小中学校情報ネットワーク整備工事について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。契約の目的は町内小中学校情報ネットワーク整備工事、契約の方法は指名競争入札による入札、契約金額は6,223万6,680円です。契約の相手方は、佐世保市福石町2番13号、株式会社長北電設です。次のページは入札結果の一覧ですが、本町の入札執行の事務処理要綱に基づき一件4千万円以上の工事につきましては、指名業者は8社以上となっております。これにより東彼杵郡内2社と郡外9社の合計11社を指名し、入札を行った結果、株式会社長北電設が落札したものです。なお、工事の概要につきましては、担当の教育委員会から説明申し上げますので、ご審議よろしくようお願い申し上げます。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは議案4ページ参考資料に基づき教育委員会から説明申し上げます。今回の工事の内容については、現在国が進めておりますいわゆるGIGAスクール構想に呼応した事業で

ございまして、来年4月から本格運用を行います児童・生徒一人一台タブレットに対応するため、学校内に高速ネットワークを整備するものでございます。工事内容についてでございますが、大きく4項目に分かれます。一つ目はLANケーブルの敷設工事、二つ目に各教室に無線LANのアクセスポイントを設置いたします。3番目としてLANケーブルを束ねるフロアスイッチ、そして4番目として児童生徒用タブレットを格納する電源キャビネットの設置となっております。また、各学校の工事内容については、表中の内容をご確認ください。LANの配線、ケーブルの規格は国の指針により10ギガバイトとなっておりますので、その規格に対応したもので、その他電源工事、工事裏の点検口の設置工事を含んでおります。以上、第83号 町内小中学校情報ネットワーク整備工事請負契約の締結についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

城後議員。

○6番（城後 光君）

まず今回、官製談合事件発覚後、初めて入札に付されてこういう契約を結んでおられることとなるんですけど、対策として今回どのような形で行われたのかを教えてください。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回は設計会社の成果品、参考資料を基に教育委員会のほうでその内容を精査し、組み替えをしております。組み替えの内容については、入札に関わることでございますので、差し控えさせていただきますが、要は設計会社が出した金額と実際掛ける基となる設計金額が異なるということでございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

まず最初に前回の官製談合に関する空調機器設置工事においては、場合によっては電気工事とかエアコン設置だったんですけども空調工事という内容でございまして、それは管工事の免許を持っている人が業者にいなくてはならないというふうなことを言われたところもございまして。今回のネットワーク整備工事については、免許というのはどういうふうな免

許であって、指定というかそういう部分については確認されましたか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど工事の内容に触れていたところでございますが、今回、主なものはLANケーブルの敷設工事ということになります。LANケーブル、ご存知のとおり電源ケーブルと同じような内容でございまして、中に電気が通っているか電気信号が通っているかという違いでございまして、基本的に電気工事の資格があれば大丈夫ということで理解をしているところでございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

資格という分に関しては、特別な資格はいらないということでご答弁されていると理解しますが、結局のところ、工事契約自体が6,200万という大きな金額でございます。今回、小中学校に4校に一括して工事発注されているわけですが、工事が済んだ後のネットワーク整備のメンテを含めたところの工事というのは、この業者がされるわけですが、その後のメンテというのは随意契約という形をおとりになるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

既に学校内には行内ネットワークを整備しております。様々な機械がございます。このLANケーブル、フロアスイッチ、ちょっと専門用語になりますが、聴取不能 サンスイッチ、ファイアウォールとサーバー類が並んでおりますが、今回そのうちのLANケーブルとスイッチを替えるということで、どちらかと言えば付随する施設でございます。既に町内のネットワーク工事については、他の業者に委託をしておりますので、工事完了後については長北電設から今のメンテを行っている業者のほうに移管しましてメンテを行いたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

今のメンテをやっている業者にトータル的なメンテをやるっていう物の考え方自体もちょっとおかしくはないですか。今回の官製談合の部分で随契についてもっと見直しをやりなさいと、随契に関しては整備をやりますと前回の全協の中でも副町長がおっしゃってました。

だから、その都度、管理に関するメンテに関する入札なりもそういう方法をとられるのも一つの方法でございますので、しっかりした対応をやってもらいたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど触れましたが、既に町内のネットワークについては保守業者がいます。今回はケーブル等については付属的な施設でございますので、工事の完了をして動作を確認したあとは、今の現在の保守の範疇に移管をします。ですので、新たに契約をすることはないというふうに考えております。現在の業者のほうに施設を移管するというふうをお願いをしたいと考えております。これはネットワークの管理については、大変複雑でございます。その責任の所在を明確にするため、一つの業者でメンテをしたほうが障害対応は易しいというふうに考えておりますので、工事の完了後、動作を確認したあかつきには、今の業者のほうに移管をしたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

もう一点、様式3 入札の結果一覧表をご覧いただきたいと思います。ここで、失格が2社、辞退が3社、辞退の3社はどういう理由があるんですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

辞退の理由でございますが、基本的に辞退届を提出いただく際は、理由の説明までは求めておりません。今回たまたま提出された業者のうちの1社がおっしゃっていたのは、技術者の確保は困難だからと伺っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

長北電設さんが落札されていますけども、この業者は過去に波佐見町発注したことありますか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

私を知る限りでございますが、中央文化会館の蓄電池の工事を請け負った業者だというふ

うに理解しております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

この中で最低制限価格と落札価格があんまり変わりありませんけど、この点はどういう感じでいらっしゃいますか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

今回の入札につきましては、予定価格を基に最低制限価格が定められておりまして、その範囲内で最も低かった長北電設が落札業者になっております。失格業者につきましては、最低制限価格を下回る入札だったというところで失格なわけですが、業者の積算と本町での積算の違いに基づくものだと考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

最後のほう力ない言葉で実際疑問点はわかりませんでした。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほど申したとおり設計業者に委託をしておりますので、それを参考資料に教育委員会のほうで精査をし、設計額を確定しております。こういったネットワークの工事ではありますが、大変こう複雑でございます。よりまして、市場価格を調査いたしまして、その価格を聴取不能 縦覧設計書に提示をしておりますので、そういった中でしっかりした積算を行えば、この金額はある程度積算できるものと思っております。一方でその積算の基となる歩掛等についても国等の歩掛等が提示をされておりますので、よくある業者はしっかりその辺を見極めて、積算能力のある業者はその辺を見極めて積み上げをすれば金額はおのずとわかってくるのではないかと考えているところでございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

先ほどの三石議員の質問とちょっと関連はするんですけど、LAN工事が主体契約になっていると思うんですけど、先ほど電気工事でいいみたいな感じで先ほど答弁されたと思うんですけど、LAN工事というのは建設業法上、電気工事業上の許可ではなく通信工事業上の

許可になると思うんですけども、ちゃんとそのところの許可は持っているところが落札されているというところで間違いないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

今回の工事につきましては、設計業者に確認しましたところ、電気通信ではなく電気工事だということですので伺っております。で、入札参加工事で電気工事の資格を持つ業者から指名しております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

無線LANの設置工事ですよ。どうして電気工事になるんだろうと不思議でならないんですけど。その理由をちょっともう少し詳しく説明してもらっていいですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回の入札にかかって特記仕様書等を定めております。先ほど私から説明しましたとおり、主要工事についてはLANケーブルの配線工事でございます。一方でフロアスイッチについては、これはL2スイッチといたしまして比較的単純なスイッチでございます、ちょっと言葉過ぎますがケーブルをつなぐとちゃんとネットワークが形成できるという単一セグメントで動くようなスイッチでございます。一方でご指摘のとおり、アクセスポイントについてはこの特記仕様書の中で現在のネットワークの業者と打ち合わせをし、その業者と進めるようなことでしておりますので、単体で全て完結するのではなく現在のネットワークの保守業者と協議しなさいということで付記しておりますので、電気工事で問題ないというふうに理解しております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

今回の入札は東小学校、南小学校、中央小学校、波佐見中学校、全部一緒にまとめてしてあると思いますけども、エアコンのときは学校別にされてましたですね。この辺の違いはどういうところでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

若干エアコンの話に触れさせていただきますが、エアコンのときは全国一斉で物が無いと
いろんな報道がございました。経済産業省も協会に増産をしろという通達もあつて
おまして、私どもとすれば分割をしているんな業者さんと入札をしていただくことで、そ
ういった製品も入手しやすくなるんじゃないかということで、前回は分割で設計を積み上げ
たところでございます。今回については、先ほど触れてはおりますが、ケーブルということ
で市場にはたくさんそういったケーブルが溢れているということで聞いておりますので、一
つの業者でも十分できるだろうという判断があったため、今回は一つの工事として発注をお
こなっております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○10番（協坂正孝君）

まとめてされるというふうなことで、いろいろ諸経費とか何とかそういったのが積算上は
安くなるというふうな判断はあるわけなんですけども、できるだけこういった入札は、こう
いうふうな方法で今後、業者間の特に繁忙とか何とかがない限りは、やはりこういうふうな
入札のやりかたが望ましいとは思いますが、今後どんな思われますか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

ご指摘ごもっともだと思っております。その都度その都度の工事の内容、そして市場の動
向を見極めながら考えていきたいと思いますが、合算すると諸経費が安くなるというのはご
指摘のとおりでございますので、まずはそれを基本に考えて先ほど申したとおり、市場の動
向、品物があるかないかを含めてその都度判断させていただきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

最初の質問で入札予定価格の決定にあたっては、設計業者から教育委員会において予算の
組み替えを行っているということだったんですけども、逆に言えば何らかの悪意があつて、
前回事件が起きたような形で教育委員会側のほうから価格漏洩してしまうと、こういう予定
価格に近いような情報が洩れる可能性があるんですけど、その辺り入札実施にあたって、積
算実施にあたって特別な対処というのは、事件後も含めて想定をされて実施されたんでしょ
うか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

町全体の対応については、現在検討をされているところでございますが、今回私がとった対応について説明をさせていただきます。先ほど言ったとおり、設計会社の参考資料に基づいて私のほうで精査をしまして、設計額は書いております。通常であれば、起工の段階で設計額は企画財政課または町長部局のほうに設計書を回すわけでございますが、今回それを行いませんでした。質問等が出揃ったのちに私が直接企画財政課長のほうに設計書を持参しまして、それを基に予定基本価格を決定していただいたというふうなことでございますので、極力情報の管理については徹底を図ったというふうなことでございます。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

補足しますと、その後、予定価格調書を作成するわけですが、その管理につきましても、会計課の金庫で保管するなど厳重に管理しております。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第83号 町内小中学校情報ネットワーク整備工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第84号 監査委員の選任

○議長（百武辰美君）

次に日程第11 議案第84号 監査委員の選任についてを審査します。地方自治法第117条の規定によって、横山議員の退席を求めます。

[横山議員退出]

○議長（百武辰美君）

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（村川浩記君）

それでは議案第84号について説明をいたします。議案第84号 監査委員の選任について、下記の者を選任したいから地方自治法第166号第一項の規定により議会の同意を求める。住所 波佐見町湯無田郷1884番地1、氏名 横山聖代、昭和55年8月14日生まれ、令和2年11月2日提出、波佐見町長 一瀬政太。監査委員の選任につきましては、地方自治法の規定により議員の中から1名を選任することとなっており、今回の議員改選に伴って議員の中から新たに推薦をいただきましたので、監査委員として選任したく議会の同意を求めるものです。ご審議の上、ご同意いただきますようお願いいたします。以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第84号 監査委員の選任について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第84号は同意することに決定しました。

横山議員の入場を求めます。

[横山議員退出]

○議長（百武辰美君）

横山議員に申し上げます。賛成全員で承認されましたので、ご報告いたします。

次に日程第12 東彼地区保健福祉組合議会議員選挙を行います。組合同規約第5条の規定により、組合議員は各町の議会の議長及び議員において、議員の中から選任された3人によって充てることになっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条2項の規定によって、指名推選により行いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

意義なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長のほうで指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

意義なしと認めます。したがって、議長において指名推選することに決定しました。東彼地区保健福祉組合議会議員に尾上議員、三石議員及び横山議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長のほうで指名しました尾上議員、三石議員及び横山議員が東彼地区保健福祉組合議会議員の当選人と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

意義なしと認めます。したがって、ただいま指名しました尾上議員、三石議員及び横山議員が東彼地区保健福祉組合議会議員に当選されました。ただいま東彼地区保健福祉組合議会議員に当選されました尾上議員、三石議員、横山議員が議場におられますので、本席から会議規則第32号 第2項の規定によって当選を告知いたします。

日程第13 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条2項の規定によって、指名推選により行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

意義なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名推選の方法について協議願います。

城後議員。

○6番（城後 光君）

指名については尾上議員が指名されるよう提案いたします。

○議長（百武辰美君）

ただいま、城後議員から尾上議員が指名されるよう動議が提出されましたが、賛成者はおられますか。

所定の賛成がありましたので、この動議は成立しました。

お諮りします。この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

意義なしと認めます。したがって、尾上議員が指名することに決定しました。それでは、尾上議員指名願います。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

それでは指名します。長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に百武議長を指名します。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。ただいま尾上議員から指名ありましたとおり、私、百武が長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選となることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

意義なしと認めます。したがって、百武が長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選することに決定しました。

日程第14 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

意義なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、今臨時会により可決されました案件について字句数字その他の要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。よって、これらの整理を要するものに関しましては、議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

選挙後、初めての議会臨時会でありましたが、議会の構成、その他重要な案件について、終始熱心にご審議いただきありがとうございました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第3回波佐見町議会臨時会を閉会いたします。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後2時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員